

横浜市所有の区分所有建物の貸付における契約金額の誤りについて

1 概要

横浜市（都市整備局横浜駅・みなとみらい推進課所管）が区分所有するクイーンズスクエア横浜における一般社団法人横浜みなとみらい21への建物貸付契約について、貸付金額の誤りがありました。

今回、令和3年度からの建物貸付契約更新に向けた作業において、過去の契約内容に誤りがあったことが判明しました。

2 契約の概要

(1) 契約名

公有財産賃貸借契約

(2) 貸付物件

クイーンズスクエア横浜（横浜市西区みなとみらい2丁目3番地）

ステーションコア B3 階	商業スペース	43.00 m ²
クイーンモール 1 階	商業スペース	9.73 m ²
クイーンモール 3 階	賃貸オフィススペース	239.48 m ²

(3) 借受人

一般社団法人横浜みなとみらい21

3 誤りを把握した期間

平成27年4月1日から令和3年3月31日まで（契約は3年毎）

4 誤りの内容

今回の建物貸付料の設定に際しては、不動産鑑定士による賃料鑑定額に消費税相当額を加算しなければなりません。認識不足等から内税と誤り、消費税相当額を加算せずに契約を締結していました。

不足金額 4,084,578 円

《内訳》	平成27年度	646,164 円	平成30年度	708,804 円
	平成28年度	646,164 円	令和元年度	715,362 円
	平成29年度	646,164 円	令和2年度	721,920 円

5 今後の対応

現在確認ができる契約期間における誤った貸付料による差額分について、借受人である一般社団法人横浜みなとみらい21と支払いに向けた協議を行います。

6 再発防止策

契約締結時において、専門性が高い内容についても知識を十分に得た上で複数人による確認を徹底します。また、チェックリスト等を活用し、注意すべき点を共有・継承します。

今回の事例を注意喚起するとともに、職場研修にて再発防止を努めます。

お問合せ先

都市整備局横浜駅・みなとみらい推進課担当課長 遠藤 拓也 Tel 045- 671 -3501